

いじめ防止基本方針

平成27年4月作成

平成28年4月、平成30年3月、平成31年3月、令和2年3月、令和3年4月見直し改定

姫路市立朝日中学校

1 定義

この「いじめ防止基本方針」は、本校におけるいじめ防止のための対策を効果的に推進するためのものである。そのために「兵庫県いじめ防止基本方針」を柱とし、兵庫県教育委員会の「いじめ対応マニュアル」を試案として取り組んでいく。

2 基本的な考え方

本校は全校生徒が800人を超える大規模校である。校区には4つの小学校があり、生徒たちは入学時および進級でのクラス替え、行事等多くの場面において、新たな人間関係を構築する状況にある。

いじめについては、「いじめはどの生徒にも学校にも起こり得ること」「いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいこと」との認識をすべての教職員がもち、生徒間の友好的な人間関係はもとより教職員の連携や生徒との信頼関係を築いていくことが重要であるととらえている。「いじめをしない」「いじめを許さない」人間関係づくりといじめを生まない土壌づくりを実効性のあるものにするため、以下の認識・方針・指導体制で、いじめの防止などを包括的に推進していく。

【いじめに対する基本的な認識】

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは家庭、学校、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

【いじめへの対処に関する方針】

- ① 学校を挙げて、いじめ防止に取り組んでいるとしても、いじめは起こり得るという考えのもと、対応の充実を図る。
- ② いじめの早期発見のための定期的な調査を実施する。
- ③ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。特に生徒の身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。
- ④ 在籍している生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無などを確認し、その結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知識を有する者の

協力を得つつ、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援、及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

- ⑥ いじめを行った生徒については、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習させるなど、いじめを受けた生徒のみならず他の生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じることがある。
- ⑦ いじめ解消の要件として、いじめの行為が止んで3か月以上、苦痛を感じていないことを面談等により確認をする。

3 いじめ防止等の指導體制

(1) いじめの未然防止

- ・ 学校の全教育活動を通した豊かな心の育成
自尊感情・自己有用感を形成
道徳教育の充実・体験活動「本物に出会う感動体験」「絆に気づき、感謝する体験」「ふるさと意識の醸成を図る体験」の充実
- ・ 確かな学力の育成
わかる喜びを体感させる授業の展開
授業での「目標(めあて)確認」及び「振り返り」の徹底
適切な板書計画と家庭学習、定期考査の学習につながるノート指導
ICT機器の活用と協働学習の工夫による学び合い学習の時間を確保
単元テストやノート点検、誤答分析等による効果的な補充指導・教え直しの工夫
校内での授業相互参観・授業研究の実施
- ・ 小中一貫教育の推進
本中学校区の小中一貫教育目標をもとに1中4小学校と連携・協働実践の推進
中1ギャップを解消すべく「学力の向上」と「人間関係力の育成」を図る
- ・ 校内研修の充実
いじめへの対応に係る教職員の資質向上や共通理解をはかる校内研修
【別紙1 年間指導計画】
- ・ PDCA サイクルを定期的に組み込み、いじめ防止基本方針の見直しを図る。
とくに、学校評価に位置づけ、評価結果を踏まえて改善を図る。

以上5項目を柱とし、いじめを抑止し人権を守る土壌づくりを推進していく。

(2) いじめの早期発見・早期対応の在り方

- ・ 生徒の実態把握
学期に1回のアンケート調査実施【別紙2 アンケート調査、チェックリスト】
長期休業中の部活動におけるアンケート調査の実施
定期考査前の教育相談の実施
日常的な生徒の様子把握及び相談しやすい環境づくり
(毎日の記録を確実にを行うと共に、スクールカウンセラー、養護教諭、不登校担当教諭、生徒指導担当教諭との連携を図り、いじめの兆候をいち早く察知する取組を進める)
- ・ 早期対応
いじめの兆候を発見した時は、これを軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、いじめの情報を得た時には、校長は、問題の解決に向けて迅速にいじめ対応チーム

を招集し、学年及び学校全体で組織的に対応する。そして、生徒への指導支援や適切な保護者との連携、関係機関との連携を進める。

・事後対応

総合教育センターでの相談等、適切な関係機関との連携を進め、継続的な見守りを行うとともに、誰もが大切にされる学級・学年・学校経営を行う。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットや携帯電話等の特殊性による危険性（匿名性・被害の回復の難しさ・疎外の受けやすさ等）を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについてSNS等の最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図る。さらに、保護者と連携し、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている児童生徒が発するSOSを見逃すことなく、目が行き届きにくいネット上のいじめの早期発見に努める。「インターネットを通じて行われるいじめ」を発見した場合は、資料・証拠の確保・児童生徒からの聴き取り・書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

(4) 家庭や地域・関係機関との連携

P T Aや地域団体とのネットワークづくりを行うとともに、保護者会や家庭訪問・P T A総会・学校評議員会をはじめ地域の各種会合等において、情報交換、協議できる場を積極的に設ける。また教育委員会「学校サポート・スクラムチーム」や警察、福祉機関、法務局、医療機関との連携を適切に行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

・いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

心身又は財産に重大な被害とは

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

・いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席するとは

- ・ 年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する教育委員会「学校サポート・スクラムチーム」との連携・情報共有を行い調査を実施し、事態の解決にあたる。

5 その他の事項

いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が実状に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針を見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

6 校内指導体制及び関係機関

- (1) 「いじめは絶対許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。
- (2) いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- (3) 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

いじめ対応チームの構成員

(定期開催)

いじめ対応チーム

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導担当教諭
- ・不登校担当教諭 ・各学年主任 ・道徳人権教育担当
- ・養護教諭 ・スクールカウンセラー ・当該部活動顧問
- ・スクールソーシャルワーカー



保護者地域との連携

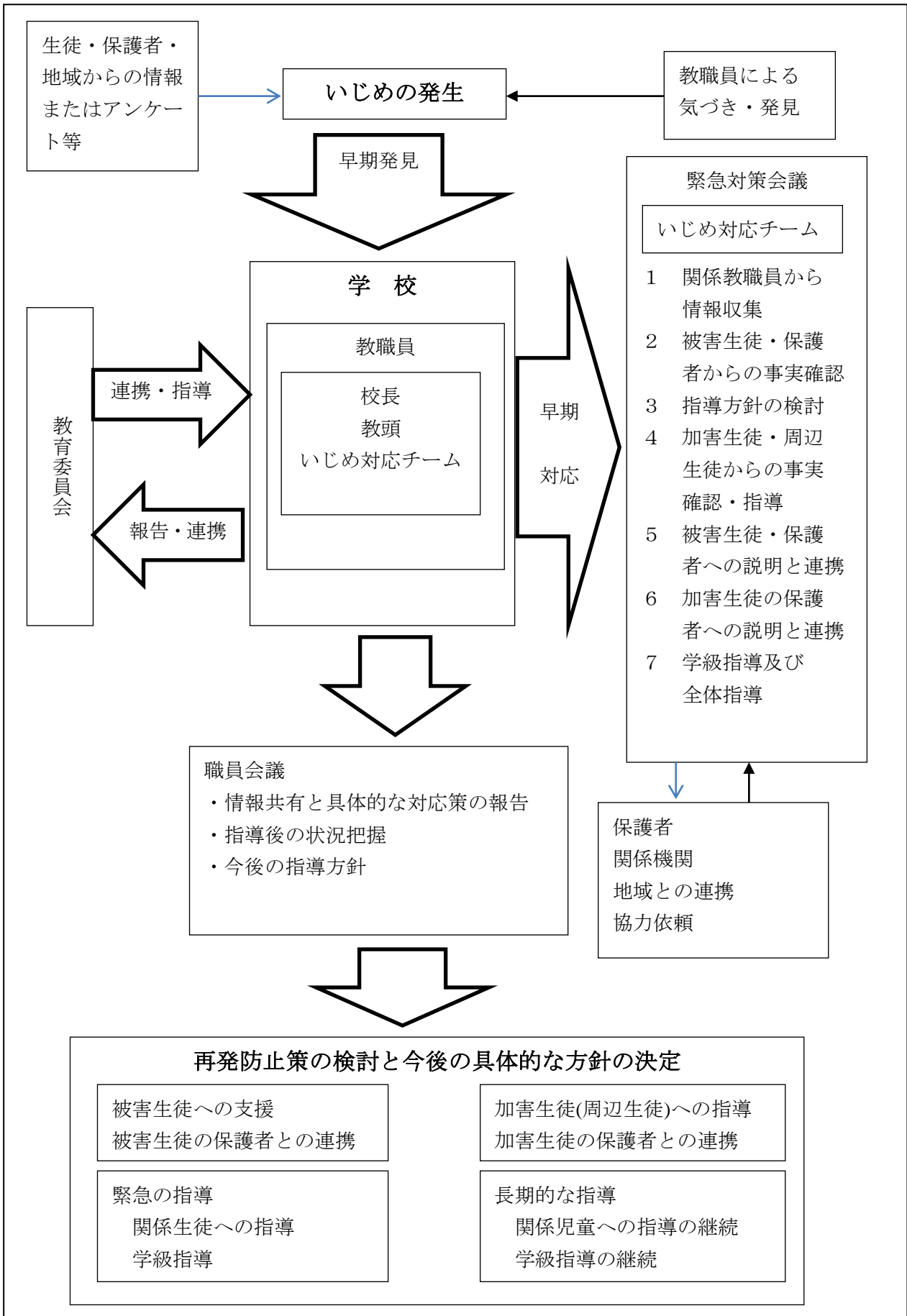
- ・PTA
- ・学校評議員会
- ・勝原地区自治会
- ・旭陽地区自治会
- ・余部地区自治会
- ・大津茂地区自治会
- ・校区内4小学校
(勝原・旭陽・余部・大津茂)



関係機関

- ・教育委員会
(学校サポートスクラムチーム)
- ・こども家庭総合支援室
- ・総合教育センター
- ・網干警察署
- ・こども家庭センター
- ・姫路市福祉協議会
- ・民生委員主任児童委員

いじめを認知したときの組織対応



職員会議

- ・ 情報共有と具体的な対応策の報告
- ・ 指導後の状況把握
- ・ 今後の指導方針

再発防止策の検討と今後の具体的な方針の決定

被害生徒への支援
被害生徒の保護者との連携

加害生徒(周辺生徒)への指導
加害生徒の保護者との連携

緊急の指導
関係生徒への指導
学級指導

長期的な指導
関係児童への指導の継続
学級指導の継続

【別紙1】年間指導計画

1 学 期	4月	新入生歓迎行事 自然教室 修学旅行	行事を通して学校・学年・学級に所属していることを意識付けさせ、生徒たちの自己有用感を醸成する。
	5月	P T A総会 小中連絡会	地域や小学校との連携を図りながら生徒たちの成長を見守りつつ、支援する。
	6月	いじめアンケート 教育相談 ライフスキル教育	生徒たちの規範意識を醸成し、いじめの防止を推進する。日々の活動の中で未然防止に努める。
	7月	薬物乱用防止教室 保護者会 P T A愛護部巡回補導	生徒たちの規範意識を醸成し、いじめの防止を推進する。日々の活動の中で未然防止に努める。
	8月	部活動生活アンケート	見えにくい場所で起こるいじめに、学校全体として対応していく。
2 学 期	9月	教育相談 体育大会 P T A愛護部巡回補導	地域の一員であることを自覚させ、いじめの未然防止を推進する。日々の活動の中で未然防止に努める。
	10月	教育相談 地域の文化的行事参加 文化発表会 朝日愛護育成会キャンペーン	地域の一員であることを自覚させ、いじめの未然防止を推進する。日々の活動の中で未然防止に努める。
	11月	トライやる・ウィーク 教育相談 いじめアンケート ネットトラブル対策講座	行事を通して学校・学年・学級に所属していることを意識付けさせ、生徒たちの自己有用感を醸成するとともに地域の一員であることも再確認する。
	12月	保護者会 部活動生活アンケート ライフスキル教育	地域の一員であることを自覚させ、規範意識も育てていく。いじめの未然防止を推進する。日々の活動の中で未然防止に努める。
3 学 期	1月	総合的な学習発表会	行事を通して学校・学年・学級に所属していることを意識付けさせ、生徒たちの自己有用感を醸成する。
	2月	教育相談 いじめアンケート ライフスキル教育	生徒たちの規範意識を醸成し、いじめの防止を推進する。日々の活動の中で未然防止に努める。
	3月	3年生を送る会 卒業式 防犯教室 保護者会	生徒たちの規範意識を醸成し、いじめの防止を推進する。日々の活動の中で未然防止に努める。

いじめに関わるアンケート

RO年〇月実施

()年()組()番()

いじめを早期に発見し、対応するためのアンケートです。文部科学省から出ている「いじめの定義」は、下記のとおりです。この定義やいじめの具体例をもとにアンケートを記入し、指定のファイルに入れ、各担任へ提出しましょう。

記入しにくい場合は、電話（朝日中☎ 273-5533）または口頭で相談しましょう。

「いじめの定義」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめになりうる具体例」

- ① からかわれる ② 仲間はずれにされる・無視される
- ③ 叩かれる・蹴られる ④ 金品をたかられる ⑤ 持ち物を隠される・壊される
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる

1 今の学年になって、4月から今日までで「いじめ」をされている、されているかもしれないと感じたことはありますか。

（はい・いいえ） … はいと答えた人は、具体的に書きましょう。

書き方例：いつ、どこで、どのような、何がきっかけで、…

2 身の回りで「いじめ」について気になること、聞いたり見たりしたことはありますか。

（はい・いいえ） … はいと答えた人は、具体的に書きましょう。

書き方例：同じクラスで、近所の小学生が、公園で卒業生が…（中学生に限らず）

3 いじめに関わらず、気になることがあれば書きましょう。

実施予定

いじめに関わるアンケート	各学期末（3回実施）
部活に関する生活アンケート	長期休業中実施
教育相談	学期末考査前実施

いじめ早期発見のためのチェックリスト

登校から朝学活

- 1 遅刻・欠席・早退などが増えた
- 2 顔色が悪く、元気がない

授業時間

- 3 教室には入れず、保健室などで過ごす時間が増えた
- 4 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている
- 5 授業での発言をひやかされたり、無視されたりする
- 6 グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする

休憩時間

- 7 休み時間に一人で過ごすことが増えた
- 8 遊んでいるときも、特定の生徒に必要以上に気を遣う
- 9 遊び仲間が変わった

昼食時間

- 10 好きなものを他の生徒にあげる
- 11 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 12 他の子どもの机から机を少し離している

清掃時間

- 13 一人だけ離れて掃除をしている
- 14 重い物や汚れた物を持たされることが多い

終学活から下校

- 15 責任を押しつけられたり追及されることが多い
- 16 用事がないのに下校しようとししない

部活動

- 17 練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い
- 18 急に部活動をやめたいとか、変わりたいと言い出す

学校生活全般

- 19 グループ分けなどでなかなか所属が決まらない
- 20 本意でない係や委員に選出される
- 21 衣服の汚れや擦り傷等が見られる
- 22 持ち物や掲示物にいたずらや落書きをされる
- 23 持ち物がなくなったり、壊れたりすることがある
- 24 職員室の近くにいたがる
- 25 いじめアンケートの記入がなかったり、提出をしない